

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成16年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第64号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

(京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部改正)

第2条 京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第26条第2項各号列記以外の部分中「に掲げる場合」を「のいずれか」に改め、同項第3号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改め、同項第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部改正)

第3条 京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第4号及び第5号イ中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市公共土木事業移転立ち退き資金融資規則の一部改正)

第4条 京都市公共土木事業移転立ち退き資金融資規則の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号及び第4号ウ中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市土地区画整理事業移転資金融資規則の一部改正)

第5条 京都市土地区画整理事業移転資金融資規則の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「破産」

を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市道路占用規則の一部改正)

第6条 京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「破産した」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同項第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市文化財保護事業資金融資規則の一部改正)

第7条 京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
- (3) 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- (4) 法人が破産手続開始の決定及び合併以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 団体（法人を除く。）が解散その他の事由により消滅したとき その代表者であった者
- (6) 法人が分割により事業又は融資資金の償還の債務を承継させたとき その法人

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部改正)

第8条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第

一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「に掲げる場合」を「のいずれか」に改め、同項第3号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改め、同項第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正)

第9条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第27号様式注以外の部分中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部改正)

第10条 京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に掲げる場合」を「のいずれか」に改め、同条第3号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改め、同条第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(建設局都市整備部区画整理課)